

各 位

会 社 名 第一建設工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 高木 言 芳  
(コード : 1799 東証 J A S D A Q)  
問 合 せ 先 執行役員経理部長 永滝 茂和  
電 話 番 号 025-241-8111

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせします。なお、改定箇所は下線で示しております。

### 記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 内部統制室は、定款及び社内規則に準拠して適正に職務が遂行されているか、定期的に監査を行う。
  - (2) 倫理・法令遵守委員会は、倫理・法令遵守に関するマニュアルを整備し、経営幹部及び社員に対してコンプライアンスについて社内研修を実施し、その確認により周知徹底を図る。
  - (3) 反社会的勢力に対して経済的な利益供与を行わないことを企業倫理規則に定め、運用のための社内体制を整備し徹底する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行にあたり重要な文書及び情報について、当社の規則に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規則の制定及び社員研修を行う。
  - (2) 危機管理委員会は、会社の事業運営、社会的信用、人命、財産等に重大な影響を及ぼす可能性のある事態が発生した場合に、情報の収集、一元管理及び体制整備の初期体制を迅速に構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
代表取締役は、取締役会及び経営会議を一定のサイクルで開催し、各取締役は役割分担によって相互牽制を図りながら、適宜、経営戦略の見直しを行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (1) 関係会社管理規則に基づき子会社管理の担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - (2) 担当部署は、子会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。
  - (3) 担当部署は、子会社に重大なリスクが発生した場合は速やかに報告を受ける体制を整備する。
  - (4) 担当部署は、子会社と関係会社連絡会議を開催し、経営状況の把握や意思の疎通を図る。
  - (5) 子会社に対して、内部統制室による監査を実施する。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要に応じ監査役付担当者を選任する。
  - (2) 監査役付担当者が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
  
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議する。
  
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社グループの取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときは、速やかに監査役に報告する。
  - (2) 危機管理委員会、倫理・法令遵守委員会及び賞罰委員会等の活動状況を速やかに報告する。
  - (3) 重要な事項の稟議書は決裁後、速やかに供覧する。
  - (4) 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないものとする。
  
9. 監査役職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換する。
  - (2) 監査役は、会計監査人及び内部統制室と適宜、情報交換を行い会社業務の適法性の確認を行う。

以上